

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成19年3月2日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
堅田プライスプラザ
大津市真野二丁目字下川原161-1ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 開店時刻 午前10時
 - (イ) 閉店時刻 午後8時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後8時30分まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 開店時刻 午前10時
 - (イ) 閉店時刻 翌午前0時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から翌午前0時30分まで
- 3 変更年月日 平成19年2月10日
- 4 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社泰明ハウジング 京都市伏見区桃山町松平筑前10番地17
代表取締役 金城泰然
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
上新電機株式会社 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
代表取締役 土井栄次
株式会社のぶちゃんマン 京都府京都市中京区壬生馬場町37番地
代表取締役 滝下信夫
株式会社ブックレット 大阪府大阪市城東区新喜多一丁目5番26号
代表取締役 中野捷夫
ほか未定テナント3件
 - (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,492平方メートル
 - (4) 駐車場の収容台数 361台
 - (5) 駐輪場の収容台数 208台
 - (6) 荷さばき施設の面積 149.6平方メートル
 - (7) 廃棄物等の保管施設の容量 111.6立方メートル
 - (8) 駐車場の自動車の出入口の数 2箇所
 - (9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 5 届出年月日 平成19年2月9日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1

財団法人滋賀県産業支援プラザ 大津市打出浜2-1 コラボしが21

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 平成19年3月2日から平成19年7月2日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成19年7月2日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1